

2021年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定の一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1章 総則 (略) 第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 選手権の申請資格 下記のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>1. 全日本選手権： 1) 過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。 <u>2) 2020年全日本選手権カレンダー登録申請締切日の時点で上記1)に定める条件を満たしていたもの。</u></p> <p>2. 地方選手権： 1) ～3) (略) <u>4) 2020年地方選手権カレンダー登録申請締切日の時点で上記1)～3)に定めるいずれかの条件を満たしていたもの。</u></p> <p>※共催について：(略)</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 選手権のクラス区分 1. 日本ジムカーナ選手権 1) 全日本ジムカーナ選手権： 下記の通りクラス区分される。 クラス1 (JG1)～クラス8 (JG8) (略) クラス9 (JG9)：オートマチック限定免許で運転できる<u>4輪駆動のP・PN・AE車両。</u> クラス10 (JG10)：オートマチック限定免許で運転できる<u>2輪駆動のP・PN・AE車両。</u></p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p>	<p>第1章 総則 (略) 第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 選手権の申請資格 下記のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>1. 全日本選手権： 過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。</p> <p>2. 地方選手権： 1) ～3) (略)</p> <p>※共催について：(略)</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 選手権のクラス区分 1. 日本ジムカーナ選手権 1) 全日本ジムカーナ選手権： 下記の通りクラス区分される。 クラス1 (JG1)～クラス8 (JG8) (略) クラス9 (JG9)：オートマチック限定免許で運転できるP・PN・AE車両。</p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p>

<p>① (略)</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分 ※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の <u>11月30日</u> までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権</p> <p>1) 全日本ダートトライアル選手権： 下記の通りクラス区分される。 クラス1 (J D 1) ～クラス9 (J D 9) (略) クラス10 (J D 10)：オートマチック限定免許で運転できる <u>4輪駆動の P・PN・AE 車両。</u> クラス11 (J D 11)：オートマチック限定免許で運転できる <u>2輪駆動の P・PN・AE 車両。</u></p> <p>2) 地方ダートトライアル選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>① (略)</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分 ※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の <u>11月30日</u> までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>第2章～第5章 (略)</p> <p>第6章 選手権規定の施行に関する規定</p>	<p>① (略)</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分 ※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の <u>11月15日</u> までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権</p> <p>1) 全日本ダートトライアル選手権： 下記の通りクラス区分される。 クラス1 (J D 1) ～クラス9 (J D 9) (略) クラス10 (J D 10)：オートマチック限定免許で運転できる P・PN・AE 車両。</p> <p>2) 地方ダートトライアル選手権： 下記①または②の何れかのクラス区分とする。</p> <p>① (略)</p> <p>②開催地域別に任意に設定されるクラス区分 ※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の <u>11月15日</u> までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>第2章～第5章 (略)</p> <p>第6章 選手権規定の施行に関する規定</p>
--	--

<p>第36条～第37条（略）</p> <p>第38条 本選手権規定の施行 本選手権規定は2021年1月1日から施行する。 ただし、第6条3.、第12条1. 2) ②C. および第12条2. 2) ②C. については、2020年<u>8月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第36条～第37条（略）</p> <p>第38条 本選手権規定の施行 本選手権規定は2021年1月1日から施行する。 ただし、第6条3.、第12条1. 2) ②C. および第12条2. 2) ②C. については、2020年<u>6月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--